

山口市清掃工場包括運営委託

実施方針

令和6年10月

山口市

目次

用語の定義	1
1. 業務内容に関する事項	2
(1) 業務名称	2
(2) 対象となる公共施設等の名称	2
(3) 公共施設等の管理者等	2
(4) 本業務の背景及び目的	2
(5) 処理対象物	2
(6) 委託期間	2
(7) 運營業務における業務区分	3
(8) 受託者の収入	3
(9) 業務スケジュール	3
(10) 法令等の遵守	3
2. 受託者の募集及び選定に関する事項	4
(1) 募集及び選定方法	4
(2) 募集及び選定の手順	4
(3) 参加申請者の備えるべき参加資格要件	5
(4) 参加申請者の審査及び優先交渉権者の選定	6
(5) 提出書類の取り扱い	7
3. 受託者の責任の明確化等業務の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	8
(1) 基本的考え方	8
(2) 予想されるリスクと責任分担	8
(3) 業務の実施状況のモニタリング	8
4. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	9
(1) 計画地に関する事項	9
(2) 施設概要	10
5. 包括運営委託契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	11
(1) 係争事由に係る基本的な考え方	11
(2) 管轄裁判所の指定	11
6. 本業務の継続が困難となった場合における措置に関する事項	12
(1) 受託者の責めに帰すべき事由により本業務の継続が困難となった場合	12
(2) 本市の責めに帰すべき事由により本業務の継続が困難となった場合	12
(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により本業務の継続が困難となった場合	12
(4) その他	12
7. その他本業務の実施に関し必要な事項	13
(1) 市議会の議決	13
(2) 情報提供	13
(3) 参加に伴う費用負担	13
(4) 問い合わせ先	13
別紙 1 業務区分	14
別紙 2 リスク分担表	16

用語の定義

実施方針で用いる用語を下表のとおり定義する。

本市	山口市をいう。
包括運営委託	施設の運転・維持管理などの運営業務を一括契約して委託業務範囲を拡大するとともに、運営委託期間を複数年度とする委託方式をいう。
本業務	山口市清掃工場包括運営委託をいう。
本施設	本業務において包括運営委託を行う焼却施設をいう。
運営	本施設の運営(運転、維持管理、補修等を含む。)をいう。
参加申請者	本業務の応募に参加する企業又は企業グループをいう。
優先交渉権者	参加申請者の中から、本業務を実施する者として選定された参加申請者をいう。
実施方針等	本業務の実施方針及び要求水準書(案)をいう。
募集要項等	募集要項、要求水準書、優先交渉権者選定基準、様式集及び包括運営委託契約書(案)をいう。
提案書	要求水準書を基に、参加申請者が本市へ提出する本施設の運営に関する提案図書をいう。
包括運営委託契約	本業務における運営の実施のために本市と事業者が締結する契約をいう。
受託者	本市と本業務の包括運営委託契約を締結する選定受託者をいう。選定された参加申請者の構成企業で構成される。
選定委員会	山口市清掃工場包括運営委託受託者選定委員会をいう。
本施設と同等程度の施設	全連続燃焼式(ストーカ方式)、ボイラー・タービン式発電設備、施設規模200t/24h以上の可燃ごみ焼却処理施設をいう。

1. 業務内容に関する事項

(1) 業務名称

山口市清掃工場包括運営委託

(2) 対象となる公共施設等の名称

山口市清掃工場

(3) 公共施設等の管理者等

山口市長 伊藤 和貴

(4) 本業務の背景及び目的

本市は、市内で発生する一般廃棄物の適正処理を実施するため、可燃ごみ焼却施設である山口市清掃工場を整備し、平成 10 年 3 月に竣工している。本施設は平成 28 年度から令和元年度までの 4 カ年で基幹的設備改良工事を実施し、令和 16 年度までの延命化を図り現在に至っている。また、清掃工場の運営は、平成 25 年度から順次、運転管理業務、保守点検業務など一部民間委託を導入して現在に至っている。

令和 5 年に実施した「山口市清掃工場包括運営委託導入効果調査検討業務」では、公共サービスの質の維持等に十分な配慮を行いつつ、民間事業者のノウハウ等を活用し、効率的・効果的かつ持続的に本施設の業務を継続していくために、包括運営委託の導入効果を検証した。その結果、従来委託と比較して、包括運営委託を導入することで定量的（経済性）、定性的（リスク分担・リスク負担、財政計画、適正処理、発注・契約事務）に優位な結果となったことから、令和 8 年度からの包括運営委託導入に向け、取り組んでいるところである。

本業務は、民間事業者のノウハウ、性能を十分引き出す運転技術、運営能力を活用することにより、一般廃棄物処理施設である本施設の効率的かつ効果的な運営を行い、本市の財政負担の縮減と公共サービスの一層の向上を図ることを目的とする。

(5) 処理対象物

本施設における処理対象廃棄物を下表に示す。

項目	処理対象廃棄物
一般廃棄物	可燃ごみ
	可燃性粗大ごみ
	資源ごみの選別に伴って発生する可燃性残渣
	不燃ごみ及び不燃性粗大ごみの破碎選別に伴って発生する可燃性残渣
産業廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第11条第2項及び山口市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成17年条例第122号）第9条第5項に規定する産業廃棄物であって、同条例施行規則（平成17年規則第97号）第7条第1項に規定する可燃性の併せて処理できる産業廃棄物

(6) 委託期間

委託期間は、令和 8 年 4 月から令和 13 年 3 月までの 5 年間とする。

(7) 運營業務における業務区分

業務区分については、別紙1に示す。

(8) 受託者の収入

本市は、受託者の行う本業務の対価として、包括運営委託費（以下「委託費」という。）を受託者に支払う。委託費は、固定料金と変動料金（ごみの処理量等に応じて変動）で構成されるものとする。

なお、委託費は、物価変動があった場合に包括運営委託契約に従い改定することがある。

(9) 業務スケジュール

業務スケジュール（予定）は、下表のとおりとする。

令和7年8月	優先交渉権者の決定
令和7年10月	包括運営委託契約の締結
令和8年4月～令和13年3月	本施設の包括運営（5年間）

(10) 法令等の遵守

受託者は、本業務を実施するにあたり必要とされる関係法令、条例、規則、要綱等を遵守するとともに、各種基準、指針等についても本事業の要求水準と照らし合わせて参考とすること。

2. 受託者の募集及び選定に関する事項

(1) 募集及び選定方法

受託者の選定は、競争性・公平性の確保に配慮したうえで、本事業の対価及び提案内容等を総合的に評価する公募型プロポーザル方式により行う。

(2) 募集及び選定の手順

① 受託者の募集・選定スケジュール

受託者の募集及び選定スケジュール（予定）は、下表のとおりとする。

日程	内容
令和6年10月15日(火)	実施方針及び要求水準書(案)の公表
令和6年10月31日(木)	実施方針及び要求水準書(案)に関する質問・意見の受付
令和6年11月29日(金)	実施方針及び要求水準書(案)に関する質問・意見の回答
令和7年2月	募集要項等の公表
令和7年2月	募集要項等に関する第1回質問の受付
令和7年3月	第1回質問回答の公表
令和7年3月	参加表明書及び資格審査申請書類の受付
令和7年4月	資格審査結果の通知
令和7年4月	募集要項等に関する第2回質問の受付
令和7年5月	第2回質問回答の公表
令和7年6月	提案書の受付
令和7年8月	プレゼンテーション、ヒアリング及び審査
令和7年8月	優先交渉権者の決定及び公表
令和7年10月	包括運営委託契約の締結

② 実施方針等に関する質問、意見の受付及び回答

実施方針等に関する質問、意見の受付は、以下の手順により行う。

ア 質問、意見の方法

質問、意見は、「実施方針等に関する質問書」（様式第1号）及び「実施方針等に関する意見書」（様式第2号）に必要事項を記載のうえ、当該電子ファイルを電子メールにて送信すること。電子メールの件名には、〔質問書（山口市清掃工場包括運営委託）〕又は〔意見書（山口市清掃工場包括運営委託）〕と記載すること。

なお、電子メール送信後（本市が閉庁日の場合は、直近の開庁日（午前中）とする。）に必ず電話連絡を行うこと。

また、受付期間に電話連絡が未着の場合は、質問がなかったものとみなす。

イ 受付期間

令和6年10月15日（火）～10月31日（木）午後5時まで（受付期限内必着）

ウ 送付先

山口市 環境部 環境施設課

メール：kankyo-s@city.yamaguchi.lg.jp / 電話：083-927-0020

エ 回答の公表

質問、意見及び質問、意見に対する回答は、山口市公式ウェブサイトにて公表する。ただし、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものは公表しない。

実施方針等に関する回答公表日：令和6年11月29日（金）に公表

③ 募集要項等の公表

募集要項等の公表は、令和7年2月に行う。

(3) 参加申請者の備えるべき参加資格要件

① 参加申請者の構成等

参加申請者の構成等は、以下のとおりとする。

ア 参加申請者は、本業務を実施することを予定する単独企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）であること。

イ 応募グループの場合は、構成される企業（以下「構成員」という。）の中から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定め、当該代表企業が応募手続を行うこと。なお、応募企業の場合は、代表企業を兼ねるものとする。また、構成員のうち、代表企業以外の企業を構成企業という。

ウ 代表企業又は構成企業の変更は原則として認めない。ただし、構成企業については、やむを得ない事情が生じた場合は、本市の承認を得て変更することができる。

エ 代表企業又は構成企業のいずれかが、他の応募グループの代表企業又は構成企業でないこと。

オ 代表企業又は構成企業のいずれかと資本面又は人事面において関連のある者が、他の応募グループの代表企業又は構成企業となることは認めない。「資本面又は人事面において関連のある」者とは、以下に定める基準のいずれかに該当する場合をいう（以下同じ。）。

(ア) 資本面において関連がある場合

以下のa又はbのいずれかに該当する2者の場合。

a 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人事面において関連がある場合

以下のa又はbのいずれかに該当する2者の場合。なお、以下でいう役員とは、社外役員を含む、常勤又は非常勤の取締役、監査役、執行役員、その他全ての役員を指す。

a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項又は民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他優先交渉権者の決定の適正さが阻害されると認められる場合
カ 同一の参加申請者が、複数の提案を行うことはできない。

② 参加申請者の参加資格要件

参加申請者は、以下の全ての要件を満たしていること。

ア 物品・業務委託等に係る契約の競争入札参加資格及び登録を定める告示（令和3年12月13日山口市告示第231号）に規定する入札参加資格を、以下の営業種目について参加表明書の提出期限日までに、全て有していること。

(ア)「53 業務委託（建物等の保守管理・運営）」のうちの「10 プラント施設運転管理・保守点検」

(イ)「63 業務委託（整備（保守及び修理）」）のうちの「02 機械・機器及び金属製品」

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 参加表明書の提出期限日において、山口市入札参加資格者に係る指名停止措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続きの申立てをした者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

オ 本業務に係るアドバイザー業務に関与したパンフィックコンサルタンツ株式会社及び日比谷パーク法律事務所において、資本面又は人事面において関連のある者でないこと。

カ 業務実績は、以下の要件を全て満たしていること。

(ア) 統括責任者は、ごみ処理施設技術管理士の資格を有し、本施設と同等程度の施設の業務責任者又は副責任者として、1年以上従事した実績がある者を配置できること。

(イ) 平成26年4月以降に、地方公共団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条に規定する地方公共団体の組合を含む。）が発注した本施設と同等程度の施設に係る包括運営委託（施設の運転、維持管理、補修を含む。）について、元請としての1年以上の履行実績を有すること。なお、共同企業体及び特別目的会社としての履行実績を含む。

③ 参加資格の確認

参加資格の確認は、参加表明書の提出期限日とする。ただし、参加資格確認後、契約締結までの期間に代表企業又は構成企業が上記参加資格要件を欠くこととなる事態が生じた場合には、当該参加申請者は失格とする。

(4) 参加申請者の審査及び優先交渉権者の選定

① 審査機関

本市は、参加申請者の事業提案の審査を公平に専門的知見に基づいて実施するため、本市が設置した選定委員会において審査を実施する。

② 審査の手順及び方法

ア 参加資格審査

参加資格審査にあたっては、本市において提出書類について審査を行い、参加資格要件の具備を確認する。

イ 提案審査

提案審査にあたっては、あらかじめ設定した審査事項に従って、審査機関において提案書類の審査を総合評価の方法により行う。

ウ 審査事項

審査事項は、優先交渉権者選定基準に示す。

エ 審査結果

審査の結果は、各参加申請者へ通知するほか、優先交渉権者の決定及び審査講評を山口市公式ウェブサイトで公表する。

(5) 提出書類の取り扱い

① 著作権

提出書類に含まれる著作物の著作権は参加申請者に帰属するものとする。ただし、公表、展示等、特に本市が必要と認める場合は、本市は、これを無償で使用できるものとする。また、契約に至らなかった参加申請者の提案については、本業務の公表の目的以外には使用しない。なお、提出を受けた書類は返却しないものとする。

② 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国法令に基づいて保護される第三者の権利となっている運営方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った参加申請者が負うものとする。これによって本市が損失又は損害を被った場合には、当該参加申請者は本市に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

3. 受託者の責任の明確化等業務の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

(1) 基本的考え方

本業務における責任分担の考え方は、本市と受託者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、本業務の責任は、原則として受託者が負うものとする。ただし、本市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、本市が責任を負うものとする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び本市と受託者の責任分担は、原則として別紙2「リスク分担表」に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、包括運営委託契約に定めるものとする。

(3) 業務の実施状況のモニタリング

本市は、受託者が実施する本業務についてモニタリングを行う。モニタリングの方法、内容等については、包括運営委託契約に定めるものとする。

4. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

(1) 計画地に関する事項

本施設の立地条件

所在地	山口市大内御堀496番地
敷地面積	16,487㎡
建築面積	工場棟 3,777㎡、余熱利用設備棟 357㎡、管理棟 1,081㎡
延床面積	工場棟 7,605㎡、余熱利用設備棟 451㎡、管理棟 2,213㎡
区域区分	都市計画区域内
用途地域	指定なし
容積率	100%
建蔽率	60%
その他	特定用途制限地域

5. 包括運営委託契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

(1) 係争事由に係る基本的な考え方

包括運営委託契約の解釈について疑義が生じた場合、本市と受託者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、法令及び包括運営委託契約中に規定する具体的措置に従う。

(2) 管轄裁判所の指定

包括運営委託契約に関する紛争については、山口地方裁判所を合意による第一審の専属管轄裁判所とする。

6. 本業務の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本業務の継続が困難となった場合には、以下の措置をとることとする。

(1) 受託者の責めに帰すべき事由により本業務の継続が困難となった場合

- ① 受託者が実施する業務内容について、包括運営委託契約で定める受託者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、本市は受託者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。受託者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、本市は、包括運営委託契約を解除することができる。
- ② 受託者の財務状況が著しく悪化するなどの事由により包括運営委託契約に基づく本業務の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本市は、包括運営委託契約を解除することができる。
- ③ 第1号及び第2号の規定により本市が包括運営委託契約を解除した場合、受託者は、本市に生じた損害を賠償しなければならない。

(2) 本市の責めに帰すべき事由により本業務の継続が困難となった場合

- ① 本市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により本業務の継続が困難となった場合、受託者は、包括運営委託契約を解約することができる。
- ② 前号の規定により受託者が包括運営委託契約を解約した場合、本市は、受託者に生じた損害を賠償する。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により本業務の継続が困難となった場合

不可抗力その他本市又は受託者の責めに帰すことのできない事由により本業務の継続が困難となった場合、本市及び受託者は、本業務継続の可否について協議する。

本市及び受託者は、それぞれの相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、包括運営委託契約を解除することができる。

(4) その他

その他、本業務の継続が困難となった場合の措置の詳細は、包括運営委託契約に定める。

7. その他本業務の実施に関し必要な事項

(1) 市議会の議決

本市は、債務負担行為の設定に関する議案を、山口市議会令和6年12月定例会に提案する予定である。

(2) 情報提供

本市は、本業務に関する情報提供を、山口市公式ウェブサイトを通じて適宜行うものとする。

(3) 参加に伴う費用負担

参加に伴う費用は、全て参加申請者の負担とする。

(4) 問い合わせ先

山口市 環境部 環境施設課
〒753-0214 山口県山口市大内御堀 496 番地
電 話：083-927-0020
メール：kankyo-s@city.yamaguchi.lg.jp

別紙 1 業務区分

項目		作業内容	業務区分	
			本市	受託者
受付	受付・計量	計量棟における受付・計量業務（料金収受を含む）		○
		登録変更の手続きを行う搬入者の対応	○	
	料金徴収	月極・後納の許可、搬入許可、料金徴収	○	
		月極・後納の登録		○
記録・管理	ごみ搬入車両の登録、管理		○	
運転管理	計画の作成	処理計画に基づく施設の点検、補修等を含む運転計画の策定		○
		施設の運転操作等に関するマニュアルの作成 ※本市が作成したものを更新		○
		運転員への教育訓練		○
	適正運転	関係法令、公害防止条件等を遵守した施設の運転		○
	搬入管理	搬入車両の適切な誘導及び搬入補助		○
		直接搬入ごみの不適物混入の有無の確認 (必要に応じて展開検査)		○
	処理可否の判断、搬入禁止物・不適物の指導	○	○	
記録・報告	各施設機器の運転データ(運転管理記録等)の作成・報告		○	
用役管理	計画の作成	運転計画に基づき、用役利用計画を作成		○
	用役の確保	用役利用計画に基づく用役の確保・調達		○
	用役の管理	用役の管理		○
	記録・報告	用役に係るデータの記録・報告		○
維持管理	計画の作成	施設の点検計画、機器の維持・補修計画の策定		○
	点検・検査	維持・補修計画に基づく定期整備、不具合対応		○
		点検計画に基づく施設の点検検査、臨時検査等		○
	補修・修繕	維持・補修計画に基づく機器、設備の補修・修繕		○
	消耗品等の確保・管理	運転に必要な消耗機材、予備品の調達・管理		○
	記録・報告	施設の点検・検査、測定結果及び維持・補修結果の記録・報告		○
施設機能の確認	法定検査等の実施		○	
	精密機能検査(第三者機関への委託)の実施		○	
余熱利用管理	計画の作成	運転計画に基づく余熱利用計画の策定		○
	発電	発電計画を作成し、余熱を利用した発電の実施		○
	売電収入	売電に伴う収入の管理	○	
	余熱供給	場内利用(給湯等)		○
	記録・報告	売電や余熱供給の記録・報告	○	○
副生成物	焼却灰の搬出等	主灰・飛灰の運搬	○	
		主灰の積込み・飛灰の立会い		○
		主灰・飛灰の資源化	○	
		返却異物の運搬	○	

項目		作業内容	業務区分	
			本市	受託者
防災管理	二次災害の防止	緊急時における人身安全の確保、二次災害の防止		○
	緊急対応	緊急対応マニュアルの作成、連絡体制の整備		○
	防災訓練の実施	定期的な防災訓練の実施		○
	事故報告	事故報告書の作成と報告		○
住民対応	住民説明	住民からの質問・苦情に対する説明等	○	
		住民からの質問・苦情に対する説明等 (初期対応、必要な支援)		○
	施設見学	行政視察の対応	○	
		施設見学		○
		施設見学の受付、来場日の調整	○	
	環境教育	普及啓発活動の実施	○	
情報発信	施設に関する情報発信（施設設置者）	○		
情報管理	運転管理報告	運転管理に関する報告書の作成・報告・保管		○
	環境管理報告	環境管理報告書の作成・報告・保管		○
	安全衛生管理報告	安全衛生管理マニュアルの作成・報告・保管		○
	作業環境管理報告	作業環境管理報告書の作成・報告・保管		○
	防災管理報告	緊急対応マニュアルの防災訓練実施記録、事故報告書の作成・報告・保管		○
	情報管理	各種マニュアル、図面等の保管		○
環境管理	環境・施設モニタリング	環境・施設モニタリング項目の測定（分析）	○	
その他	運營業務終了時の引き継ぎ業務	運営期間終了時に必要な情報提供、運転指導等		○
	清掃管理	清掃計画の作成と清掃の実施		○
		衛生用品の調達、管理		○
	植栽管理	植栽管理計画の作成と管理		○
	安全管理	作業環境の安全管理、施設の防火管理		○
	警備・巡回	場内の警備・巡回体制の整備		○
		異常発見時の対応	○	○
	運営の監視	運営状況のモニタリング	○	○
	保険への加入	施設所有者としての保険への加入	○	
業務の実施に必要な保険への加入			○	
地元雇用、企業の活用	施設の運営等における地元雇用、地元企業の活用		○	

別紙 2 リスク分担表

本リスク分担表は、本業務におけるリスクに対する基本的な考え方を示したものであり、詳細については、包括運営委託契約に定めるものとする。

【例示 ○：主たる分担 △：従たる分担】

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			本市	受託者
共通	制度・法令変更	制度・法令の新設、変更により事業の実施が変更又は不可能となる場合	○	
	税制	税制度の変更等により民間事業者における税負担が増加する場合	○	
		民間事業者の利益に課される税(法人税等)の負担が増加する場合		○
	政治	市の政策方針の転換、議会承認、財政破綻等による支援・債務不履行により事業の実施が変更又は不可能となる場合	○	
	住民合意	事業の実施そのものに対する住民反対等が発生した場合	○	
		運営計画の不備等により住民よりクレームがあった場合		○
	不可抗力	風水害・地震等の大規模災害による損害が大きく、事業の実施が不可能となる場合	○	
		風水害・地震等の大規模災害による損害が発生し、修復のため遅延が発生する場合	○	△
	債務不履行	民間事業者の要求水準未達成の場合		○
		民間事業者の責によらない事業破綻、契約破棄、契約不履行の場合	○	
資金調達	民間事業者の事業の実施に必要な資金調達に関するもの		○	
物価変動	物価変動により、運営費が変動する場合	○	△	
金利変動	金利変動		○	
事業契約	市の事由により、民間事業者と契約が結べない、又は契約手続きに時間を要する場合		○	
	民間事業者の事由により、市と契約が結べない、又は契約手続きに時間を要する場合			○
運営維持管理段階	ごみ量、ごみ質変動	搬入する一般廃棄物等のごみ量、ごみ質が契約に規定する範囲内で変動した場合		○
		搬入する一般廃棄物等のごみ量、ごみ質が契約に規定する以上に著しく変動した場合(民間事業者に発生した一定以上の増加費用を負担)	○	
		収集形態の変更等により、ごみ量、ごみ質の変動が生じ、そのため当初の規定との乖離が生じ、当初規定のごみ量、ごみ質に戻ることが想定されない場合	○	
	性能未達	契約に規定する使用及び性能の達成に不適合で、改修が必要となった場合		○
		市の事由により、契約に規定する以上の性能を満足するために改修が必要となった場合	○	
	維持管理運営コスト増大・運営停止によるごみ処理量未達	設備機器等の維持管理運営の要求水準未達によるコスト増大リスク		○
		搬入する一般廃棄物に処理不適物が混入していた場合(民間事業者の注意義務違反の場合)のコスト増大リスク		○
	施設損傷	搬入する一般廃棄物に処理不適物が混入していた場合(民間事業者の注意義務違反の場合を除く)のコスト増大	○	
		その他維持管理運営不備によるコスト増大リスク		○
	契約不適合責任	事故、火災等による修復等にかかるコスト増大リスク		○
		第三者による施設の破損に伴うコスト増大リスク	○	
	第三者賠償	契約不適合責任に係るリスク(民間事業者が施工企業以外の場合)	○	
		契約不適合責任に係るリスク(民間事業者が施工企業の場合)		○
環境保全	民間事業者の責により、施設の運営に伴って発生した事故や他施設等に及ぼす劣化及び破損等の賠償		○	
	民間事業者が実施する業務に起因しないで発生する事故等に対する賠償	○		
技術革新	民間事業者の責により、施設の運営に伴って発生した有害物質の排出や周辺環境の悪化及び規制基準の不適合等による改修や賠償		○	
終了時	施設の健全性	技術の陳腐化による施設・設備等の更新コスト、新技術採用のためのコスト増大		○
		事業期間満了時における要求水準の保持		○
	終了手続き	終了手続きに伴う諸費用の発生に関するもの、事業会社の清算手続きに伴う評価損益等		○
		事業終了時の諸手続きに係る市の事由によるコスト増大リスク	○	